

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	MHS-V-02018-9
名称	航空機用エンジン等 製造共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	平成2年10月25日
		改正年月日	平成22年9月2日
		単位	
		海上幕僚監部装備部航空機課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊が使用する航空機用エンジン、BLC装置及びAPU（以下、エンジン等という。）の製造について適用する。

1.2 用語の定義

この仕様書において用いる用語の定義は、引用文書において定義するもののほか、次による。

- a) **技術補給資料 補本装航第2072号別冊**の第1編第2章第3節に定める技術補給資料
- b) **C I P** エンジンの改善を目的とする米軍主管の国際的なプログラム
(C I P : Component Improvement Program: 機器改善プログラム)
- c) **監督官等** 監督官又は検査官

1.3 引用文書等

1.3.1 一般事項

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。

1.3.2 引用文書

引用文書は、次による。

a) 仕様書

- NDS Z 8011** 角形銘板
- DSP Z 9000** 品質管理適用仕様書
- DSP Z 9008** 品質管理共通仕様書
- DSP Z 9004** 技術変更提案書の様式
- MRS-G-00008** プロビジョニング資料作成共通仕様書
- MHP-V-51028** 航空機部品（国産）共通仕様書
- MHP-V-51030** 航空機部品（輸入）共通仕様書
- MHP-V-62010** 航空機部品包装共通仕様書
- MRS-G-00013** 機器構成品識別資料作成共通仕様書

b) 法令等

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（法律第167号。32.6.10）
- 航空機等の製造又は整備に使用する航空燃料の航空機燃料税法上の取り扱いに関する事務処理要領（契本航2第152号。18.7.31）
- 航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）別冊
- 航空機等整備実施要領（補本装航第89号。10.12.8）別冊
- 信頼性管理実施要領（補本装航第91号。10.12.8）別冊

形態管理実施要領（補本装航第92号。10.12.8）別冊

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の作成に関する基本的要求事項（海幕航空第1873号。19.3.16）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の作成要領等（補本装航第375号。19.3.16）

航空機用機器等の国産化に関する業務実施要領（海幕航空第5682号。10.12.8）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）別冊

1.3.3 関連文書

製造図面，製造規格，M I L，N D S，J I S等技術補給資料

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

エンジン等に関する部品の製造は，MHP-V-51028の2.1及びMHP-V-51030の2.1による。

2.2 構造・寸法・性能等

エンジン等の構造，寸法，性能等については，個別仕様書に規定する型式仕様書及び適用図面による。

2.3 製品の表示

2.3.1 国産品の表示

国産品の表示は，MHP-V-51028の2.3による。

2.3.2 輸入品の表示

輸入品の表示は，MHP-V-51030の2.1.1による。

2.3.3 銘板

銘板は，MHP-V-51028の5.5の規定に基づく承認図面による。

2.4 エイジ・コントロール

契約の相手方は，MHP-V-51028の2.2.1及びMHP-V-51030の2.2により，部品のエイジ・コントロールを実施するものとする。

2.5 付属品等

契約の相手方は，個別仕様書に示す付属品等を，適用図面により製造し，エンジン等と同時に納入するものとする。

2.6 品質管理

品質管理は，次のいずれかによる。

- a) DSP Z 9000（要求する品質管理は，2.1を選択する。）
- b) DSP Z 9008（要求事項は，表1のaによる。）

2.7 その他の要求事項

その他の要求事項は，軽易であり仕様の詳細を補足する範囲内において要求するものであり，個別仕様書によるものとする。

3 品質保証

3.1 初回試験

3.1.1 初回試験の実施

契約の相手方は，個別仕様書で要求された場合，MHP-V-51028の3.1により初回試験を実施するものとする。

3.1.2 初回試験の品目

初回試験の品目は，個別仕様書による。

3.2 製品試験等

3.2.1 完成エンジン等の試験・検査

契約の相手方は、次の試験及び検査を実施するものとする。ただし、試験及び検査の基準は、個別仕様書による。

- a) 寸法及び重量検査
- b) 外観検査
- c) 運転検査

3.2.2 輸入部品等の受入検査

契約の相手方は、エンジン等の製造に必要な輸入部品及び材料（以下、部品等という。）の受入れにあたり、次によるほか、MHP-V-51030の3により検査を実施するものとする。

なお、契約の相手方の下請負業者工場における受入検査についても同様とする。

- a) 適用する図面、仕様書及び規格等の要求が満足されていることを証明する検査成績書又は証明書の確認
- b) 外観検査（部品等の識別の確認を含む。）
- c) 寸法、機能、非破壊検査及びその他の検査のうち、必要と認める検査

3.2.3 検査記録

契約の相手方は、エンジン等の検査の記録用紙（所要の検査基準及び検査結果を各エンジン等ごとに記録できるもの）を定め、記録するものとする。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領によって実施する。

4 出荷条件

4.1 防錆及び包装

契約の相手方は、MHP-V-62010によるほか、個別仕様書によって防錆及び包装を実施する。

4.2 梱包

契約の相手方は、エンジン等をコンテナに格納し、梱包して納入するものとする。

4.3 コンテナの製造

契約の相手方は、次によりコンテナを製造する。

- a) コンテナを製造する場合は、個別仕様書による。
- b) コンテナは、個別仕様書に示すコンテナの承認図面に基づき、製造する。
- c) コンテナを製造した場合は、4.1及び4.2を実施した後エンジン等とともに、納入するものとする。

4.4 コンテナの修理

契約の相手方は、監督官等の確認を得て、必要かつ最少限のコンテナの修理を、次によって実施する。

- a) 軽微な修理
- b) 再表示

4.5 コンテナの表示

コンテナの表示は、NDS Z 8011による銘板を使用するものとし、表示内容は次のとおりとする。

- a) 海上自衛隊標識
- b) 調達要求番号及び契約番号
- c) エンジン等型式番号，名称及び一連番号
- d) エンジン等質量，総質量及び総容積
- e) 防錆年月日
- f) 製造会社名

5 その他の指示

5.1 官給品

5.1.1 官給品

官給品は、付表1のほか、個別仕様書に定める品目とする。

なお、官給品以外の品目は、原則として、契約の相手方負担とする。

5.1.2 官給品の取扱等

次による。

- a) 官給品は、補本装補第2072号に定めるところによる。
- b) 契約の相手方は、官給希望時期の1箇月前までに申請書により申請するものとする。
- c) 官給予定品は、契約の相手方の申請書受理後、官給可能品目について、1箇月以内に官給する。
- d) 官給品の官給場所は、原則として契約の相手方工場とする。

5.1.3 主燃料及び航空エンジン油の取扱等

次による。

- a) **主燃料の使用手続き** 契約の相手方は、エンジン等の運転に必要な主燃料の使用手続きを、契本航2第152号により処理するものとする。
- b) **主燃料及び航空エンジン油の官給場所** 主燃料及び航空エンジン油の官給場所は、原則として契約の相手方工場とする。
- c) **主燃料及び航空エンジン油の貯蔵管理** 契約の相手方は、主燃料及び航空エンジン油の貯蔵管理を品質管理の主旨に基づき、良好な状態に維持するものとする。

5.1.4 官給品の不具合処置

契約の相手方は、官給品の不具合を発見した場合、補本装補第2072号によって処置するとともに、不具合品の代わりに良品の支給を受けるものとする。ただし、特にやむを得ない場合には、監督官等の確認を得て、軽微な不具合に限り修理をして使用することができる。この場合の修理等の基準は、当該技術刊行物等を準用するものとする。

5.1.5 官給品の返還

契約の相手方は、監督官等の確認を得て次により、官給品を返還するものとする。

- a) 官給品のうち使用可能品（主燃料、航空エンジン油及び作動油は除く。）は、MHP-V-62010による。
- b) 官給品のうち要修理品は、必要かつ最少限の防錆処置を行い、返還先補給部隊等までの輸送に耐える、必要かつ最少限の包装を行う。
- c) 返還に必要な梱包容器は、原則として官給する。
- d) 返還場所は、原則として官給した契約の相手方工場とする。

5.2 貸付品

5.2.1 貸付品の取扱等

貸付品の取扱及び手続きは、補本装補第2072号に定めによるほか、次による。

- a) 契約の相手方は、監督官等の確認を得て、貸付品を希望する時期及び場所が無償貸付を受けることができる。
- b) 契約の相手方は、貸付希望時期の1箇月前までに申請書により申請するものとする。
- c) 貸付予定品は、契約の相手方の申請書受理後、貸付可能品目について、1箇月以内に貸付ける。

5.2.2 貸付品の不具合処置

契約の相手方は、貸付品の不具合を発見した場合、補本装補第2072号により処置するとともに、不具合品の代わりに良品の貸付を受けるものとする。ただし、特にやむ

を得ない場合には、監督官等の確認を得て、軽微な不具合に限り修理をして使用することができる。この場合の修理等の基準は、当該技術刊行物等を準用するものとする。

5.2.3 貸付品の返還

契約の相手方は、貸付品を返還する場合、監督官等の確認を得て貸付元の補給部隊等に、次により返還する。

- a) 初回試験，試験・調査等，長時間耐久試験及び運転試験場の校正に使用した貸付エンジン等を返還する場合には，修理等を実施し使用可能な状態にして，防錆及び包装を行い返還するものとする。この場合の修理等の基準は，技術刊行物等を準用する。
- b) 初回試験，試験・調査等及び長時間耐久試験に使用した貸付機器等を返還する場合には，修理等を実施し使用可能な状態にして，防錆及び包装を行い返還するものとする。この場合の修理等の基準は，技術刊行物等を準用する。
- c) その他の貸付品は，原則として使用可能な状態にして，**MHP-V-62010**によって防錆及び包装を行うものとする。
- d) 前a)，b)及びc)の内容が初回試験実施要領に定める内容と相違する場合には，初回試験実施要領に定める内容が優先する。
- e) 返還場所は，原則として，貸付けた契約の相手方工場とする。

5.3 製造図面・製造規格・M I L・N D S・J I S等

契約の相手方は，この仕様書に定める作業に必要な製造図面，製造規格，M I L，N D S，J I S等の入手については，十分努力しなければならない。

5.4 完成エンジン等の受領

5.4.1 完成エンジン等の受領場所

完成エンジン等の受領場所は，契約の相手方工場とする。

5.4.2 完成エンジン等の輸送

完成エンジン等の輸送は，官が担当する。

5.5 形態管理

5.5.1 形態管理活動

契約の相手方は，個別仕様書に定めるエンジン等形態管理実施計画書に基づき，形態管理活動を実施するものとする。

5.5.2 技術変更の提案

契約の相手方は，エンジン等の技術変更を，次により提案するものとする。

- a) 契約の相手方は，技術変更提案に際し機体，搭載装備品，地上支援器材，教育訓練用器材，関連整備用器材及び技術刊行物（以下，機体等という。）への影響について検討するとともに，要求元及び機体等に係る契約の相手方と事前に十分な調整を行う。
- b) 契約の相手方は，機体等に係る契約の相手方が行う技術変更提案の内容について，総合的な検討を行うための調整に応ずるものとする。
- c) 契約の相手方は，エンジン等の製造に係る技術変更を提案する場合及び実施する場合は，**海幕装備第5622号**，**補本装航第91号**及び**補本装航第92号**により実施する。
- d) 技術変更提案書の様式は，**DSP Z 9004**による。

5.5.3 技術変更の実施

契約の相手方は，監督官等の確認を得て技術変更が未実施のエンジン等について，技術変更を実施する。

5.6 国産化の提案等

契約の相手方は、エンジン等の部品及び材料等の国産化に関する提案をする場合は、**海幕航空第5682号**により処理するものとする。

5.7 技術提供

契約の相手方は、監督官等の確認を得て次を実施し、必要に応じ作成資料等を要求元に提出するものとする。

- a) **海幕装備第5622号**及び**補本装航第91号**に定める技術変更提案書（ECP）の提出
- b) エンジン等に発生した不具合に関する技術資料の収集及び対策の検討
- c) エンジン等の取扱及び整備等に関する技術資料の収集及び改善の検討
- d) 技術的調査事項に関する調査、検討及び技術資料の収集
- e) エンジン等の取扱及び整備等に関する技能習得のため、部隊等から派遣される隊員に対する技術指導

5.8 試験・調査等

5.8.1 試験・調査等

契約の相手方は、エンジン等の製造に必要な技術研究、試験及び調査等を**5.8.3**により実施する。

5.8.2 長時間耐久試験

契約の相手方は、個別仕様書で要求された場合、長時間の航空機搭載運転における耐久性の確認のためにエンジン等の長時間耐久試験を**5.8.3**により実施する。

5.8.3 細部実施計画書（案）の提出及び承認

契約の相手方は、試験及び調査等を個別仕様書で要求された場合、次による。

- a) 契約の相手方は、調査及び試験等の実施に先立ち細部実施計画書（案）を契約担当官等に提出して、承認を受けなければならない。
- b) 調査及び試験等の内容が軽微、かつ、緊急を要する場合は、監督官等の確認を得て実施することができる。

5.8.4 報告書の提出

契約の相手方は、試験及び調査等を終了した場合には、報告書を作成し、契約担当官等を経由して、要求元に提出する。

5.9 C I P会議への参加

C I P会議への参加については、次による。

- a) 契約の相手方は、C I P会議への参加を個別仕様書で要求された場合、当該エンジンに係る技術員等を派遣する。
- b) 派遣員は、エンジン不具合情報に基づく改善対策等の調査研究成果及び最新の不具合発生状況及びC I P活動方針等に関する情報の収集等を実施する。
- c) 派遣員は、C I P会議終了後速やかに、内容をまとめて要求元に報告する。

5.10 技術刊行物（取扱説明書等）の原稿の作成

技術刊行物（取扱説明書等）の原稿の作成については、次による。

- a) 契約の相手方は、個別仕様書に技術刊行物の原稿作成について、要求がある場合、契約締結後速やかに原稿作成の計画表を作成し、契約担当官等の承認を受けるものとする。
- b) 技術刊行物の原稿作成は、**海幕航空第1873号**及び**補本装航第375号**に基づき実施するものとし、作成後支部等を経由して海上幕僚監部装備部長に提出する。

なお、原稿の提出に先立ち要求元の審査を受けるものとする。

c) 原稿は，次により提出する。

- 1) 作成要領については，**海幕航空第1873号**及び**補本装航第375号**による。
- 2) 文書データは，第1次版下の内容を記録した磁気ディスク等とするほか，ワードプロセッサで出力したものとする。
- 3) 図，写真等は，第1次版下とする。

5.11 提出書類

契約の相手方は，契約書及び引用文書に定めるもののほか，**付表2**に従い，支部等を経由して提出するものとする。

5.12 放射性同位元素に係る情報提供

契約の相手方は，**法律第167号**に基づき文部科学大臣に使用の許可又は届出が必要となる放射性同位元素を使用している場合，海上幕僚監部装備部航空機課及び要求元に放射性同位元素を使用している部品及び材料の名称，部品番号，製造会社（販売会社），含有元素，含有線量，含有濃度等の情報提供を行うものとする。

付表1－官給品目表

番号	規 格 等	品 名	数 量
1	補本装航第89号の付録の1（航空燃料）によるものとする。	航空燃料	所要量
2	補本装航第89号の付録の2（航空機用潤滑油）によるものとする。	潤滑油	所要量
3	補本装航第89号の別紙様式	来歴等記録用紙	エンジン1台当たり1式
4	貸付エンジン等復旧のための修理用部品 5.2の貸付エンジン等の修理等の作業に必要な品目で官給可能なもの。		所要量
5	試験，調査，長時間耐久試験等に必要な航空燃料，潤滑油，部品等 5.8の実施により必要な航空燃料，潤滑油，部品，材料等で官給可能なもの。		所要量

付表2－提出書類

番号	提出書類	提出時期	提出先及び部隊	
			完成エンジン等に添付	海上自衛隊補給本部
1	エンジン等サービス記録	エンジン等納入時	1式	
2	運 転 性 能 表	エンジン等納入時	1	
3	特 定 機 器 装 備 記 録	エンジン等納入時	1	
4	機 器 構 成 品 識 別 資 料			a)
5	プ ロ ビ ジ ョ ニ ン グ 資 料			b)
6	技 術 変 更 提 案 記 録	エンジン等納入時		1 c)
7	納 入 時 形 態 記 録	エンジン等納入時		1 c)
<p>注^{a)} MRS-G-00013によるものとし、初号機納入時又は改造時のみ提出する。ただし、改造時の場合は、改造部分だけの資料とする。</p> <p>^{b)} MRS-G-00008によるものとし、初号機納入時又は改造時のみ提出する。ただし、改造時の場合は、改造部分だけの資料とする。</p> <p>^{c)} 補本装航第92号の6(1)イにより提出する。</p> <p>注記 番号1は、補本装航第89号の別紙様式を使用する。</p>				